

入札参加業者の方へ

平成24年度愛荘町建設工事等の 入札・契約概要の変更点について

本年4月から導入しました「**積算内訳書の無効基準**」について、更に円滑な入札事務を行うために、**10月1日を基準日として、以後の公告案件等により変更**しますので、お知らせします。

入札参加業者におかれましては、ご注意ください。

記

本年4月から**建設工事全般に適用拡大**を行いました**積算内訳書の無効基準**の③について、次のとおり確認項目を改定します

①金額、氏名、押印、その他の要件の記載が確認できない入札。

②計算間違い、もしくは入札金額との相違。

③下記の要件に基づいて、積算内訳書を作成すること。

ア：直接工事費（共通仮設費の積上げ含む）が設計（予定価格）の75%以上←現行どおり

イ：共通仮設費（率分）が設計（予定価格）の70%以上 ←合算額において判断するよう改正

ウ：現場管理費が設計（予定価格）の70%以上←合算額において判断するよう改正

エ：一般管理費が設計（予定価格）の30%以上←合算額において判断するよう改正

※ 従前においては、イ・ウ・エの各項目についても、各々の額が設計（予定価格）の基準率を下回る場合は、無効として処理していたが、ア（直接工事費）のみ現行どおりとし、以下3経費については、直接工事費を含む基準率の合算額において、下回る場合は無効とし、各々の経費において一部下回った場合でも、合算額において上回っておれば、有効とするものです。